

第十三回 参議院農林委員会議録第二十八号

(四八六)

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)午後一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 委員 西山 龜七君
加賀 操君

池田宇右衛門君
宮本 邦彦君
飯島通次郎君
片柳 貞吉君
三浦 民雄君
小林 孝平君
三橋八次郎君
松永 義雄君

衆議院議員 宇野秀次郎君
政府委員 食糧厅長官 東畠 四郎君
事務局側 常任委員 倉田 吉雄君
専門員 安樂城敏男君
説明員 農林事務官 早野 正夫君
農林大臣房総務課勤務

○米穀の政府買入価格の特例に関する法律案(衆議院送付)

○十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれ

より委員会を開きます。

本日は最初に米穀の政府買入価格の特例に関する法律案を議題にいたしました。本案は衆議院の議員立法でござりますが、便宜本日は政府委員に対しても御質問を願うことになります。それでこの前提案理由の説明はあります。またが、食糧厅長官のほうから簡単に今まで御説明願うことになります。

○政府委員(東畠四郎君) それでは、これは議員立法でございますが、私が一度御説明願うことになります。從来は政府が新米を買います場合は、九月末バリティ指数でパリティをきめまして買入価格を決定いたしたのであります。が、その間關係方面等の折衝その他に非常に時間を費しましたために、昭和二十二年では十一月一日、二十三年は十月二日、二十四年は十二月十三日、二十五年は十二月十八日、二十六年は十二月十八日というように価格決定が非常に実は遅れたのでございます。その間農林省といたしましては、九月に暫定価格といふものをきめまして、次官通牒をいたしまして、新米の買入をやりまして、本価格決定以後この差額を支払いたしたような次第であつたのであります。その差額について金利を支払つたらどうかといふお話を米価審議会等でも多年ございまして、政府といたしましては、いつ債務が発生するかということについて、いろいろ検討いたしておつたのであります。しかし、本価格が決定したときからや

はり債務が出る、暫定価格は暫定価格の債務になるという解釈をとつております。本価格決定前に債務が出たのです。本価格決定前に債務が出たのがございまして、その債務に遅延利息を払うという法理には実はなかなかならないかつたのであります。政府契約の支払遅延防止等に関する法律といふのがございまして、政府の債務支払が遅れますと遅延利息をとつておられます。が、債務の発生といふ法律論になりますと、決定してから以後の債務になりますから、過去の差額等については金利を払う必要がなかつたのであります。併し多年の御主張でもありますので、二十七年産米からは仮価格と本価格との間に時間的のズレがありまして、その間の差額につきましては、やはり一般の貸付利率を勘案して定める措置をとつたほうがいいのじやないか。これは飽くまでこの法律がございませんと、そういう支払の根拠ができますので、二十七年産米からはそういうことにしておいたいということがどうなつたのであります。ただ今後は関係方面等の了解を得る必要がありません。たゞパリティ指数を九月末ではじくことになつておりますので、十月乃至十一月までにはきめたいと思いますが、やはりこういう根拠法

はり債務が出て、暫定価格は暫定価格の債務になるという解釈をとつております。本価格決定前に債務が出たのがございまして、その債務に遅延利息を払うという法理には実はなかなかならないかつたのであります。政府契約の支払遅延防止等に関する法律といふのがございまして、政府の債務支払が遅れますと遅延利息をとつておられます。が、債務の発生といふ法律論になりますと、決定してから以後の債務になりますから、過去の差額等については金利を払う必要がなかつたのであります。併し多年の御主張でもありますので、二十七年産米からは仮価格と本価格との間に時間的のズレがありまして、その間の差額につきましては、やはり一般の貸付利率を勘案して定める措置をとつたほうがいいのじやないか。これは飽くまでこの法律がございませんと、そういう支払の根拠ができますので、二十七年産米からはそういうことにしておいたいということがどうなつたのであります。ただ今後は

○政府委員(東畠四郎君) 早場米につきましては、本年度予算で三十億といふ予算を計上しておりますが、早場米は、これは早く支払うことになります。従いまして暫定価格を支払うという方針はおどりになるのでしよう。

○政府委員(東畠四郎君) 早場米につきましては、本年度予算で三十億といふ予算を計上しておりますが、早場米は、これは早く支払うことになります。従いまして暫定価格を支払うといふことになります。こういうことになつております。

○三橋八次郎君 この法律案の施行に相当分を払うということになつておりますが、暫定価格から本価格の決定までは、そう過去のよう長い期間はかかりません。たゞパリティ指数を九月末ではじくことになつておりますので、十月乃至十一月までにはきめたいと思いますが、やはりこういう根拠法

がございませんと、その間の差額を支払うことができませんので御了承願いたい、こういうのであります。

○政府委員(東畠四郎君) これは利子

がございませんと、その間の差額を支

払うことができませんので御了承願いたい、こういうのであります。

○三橋八次郎君 全額の予想は幾らくらいになるのですか。

○政府委員(東畠四郎君) 昨年のことと非常に米価決定が遅れました場合は二億円程度になつたのでござります。本年度予算としては、成るだけ早くきめるということになりますと、そら厖大な額にはならないと思ひます。

○委員長(羽生三七君) ちょっと速記をおとめて……

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始め

て……。それでは次に十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法を議題といたします。

○衆議院議員(宇野秀次郎君) その他各位によつて発案されたものであります。提案者の宇野君から提案理由の説明を求めるにいたしました。

○衆議院議員(宇野秀次郎君) 只今議題となりました十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案提出の理由を御説明申上げます。

○政府委員(東畠四郎君) この法律案は、十勝沖地震による農

舍、畜舎、サイロ、炭釜又は政令で定める農林業共同施設の災害復旧資金の融資を目標にすることを目的としたものであります。

○衆議院議員(宇野秀次郎君) 資機関が農林業者に対し復旧資金の融

資をするときは、その融資につき政府は損失補償及び利子補給の契約を結ぶことができるよういたしたものあります。即ち復旧資金の総額の限度を二億円とし、これについて政府は、融資機関のした融資ごとに年四分の利子補給を行い、且つ三割以内の損失補償を行おうとするものであります。二十七年度予算においてこれに要する予算措置を早急に講ずるよう関係方面と折衝いたしてはいる次第であります。

かくのごとき特別の措置によりまして、十勝沖地震による甚大な被害の復旧を促進し、農林業者の経営の維持安定を図りたま所存であります。何とぞ御審議の上、速かに御養成あらんことをお願ひ申上げます。

○三浦辰雄君 この法律案の対象となつては、農舍、畜舎、サイロ、炭釜又は政令で定める農業協同施設の被害といふもの、この対象になつてはいる仕事、これが被災總額といふものは一体幾らになつてゐるのですか。その点を一つお伺いしたい。

○衆議院議員(宇野秀次郎君) お答え申上げます。一般的の十勝沖地震の災害は、御承知のことく相当甚大なものでございまして、農業關係の被害も相当の額に達しておるのであります。今回対象になつておりまする農害の損害等も、實にこれも概算でござりますが、三億八千五百万くらいの額に達しておりますという調査となつております。

が、七千三百万円、炭釜が五千八百万円といつたような程度が、大体今調査されておりました。なお畜舎が四億九千七百万円、サイロが七千三百万円、炭釜が五千八百万円といつたような程度が、大体今調査されておりました。ただ併し農業倉庫或いは農機具とか、いろいろ幅を拡張いたしましたのであります。

という感いたしましたわけであります。ただ農舍、畜舎の只今申上げました損害額に対してどうかという点があらうかと思ひます。

○三浦辰雄君 そうしますと、このあ

とて政令で定める農林業の共同施設、害額としては約十二億足らず、それに対して六億といふものが一方においてきました。若しこの二億といふものが総被害額に対し、何と申しますか、漁業の場合における比率のよう、或る程度の工合にならないと、なか／＼問題じやないか、殊に漁業については、

あそこはかなり一つの会社で大きくやられたようなところもあり、零細なものも勿論ありますけれども、かなり大きい資本のものでやられたものがある、農業關係におきましては、御承知通りに、大体において零細なものでありますので、いわば漁業におけるよりも勝ればとて劣る率では筋が通らぬといふような考え方でできますので、その關係を一つ知りたいわけなのです。

○三浦辰雄君 そこであれは一種の生活資金的な性格もあつたのですけれども、あの形はそれ／＼の産業に結付いて出されたのだとも思うのです。そこでその点がたしか五億、差当り……、そうして何か十億前後まで今のお話のようにするよりも私は記憶してあるのですが、産業方面に別に言えども、どう

あります。この法律による、いわゆるこれを受ける、この点の関連ですね。

○衆議院議員(宇野秀次郎君) お答え申上げます。大体この対象として考えて、その關係を一つ知りたいわけなのです。そこであれは一種の生活資金的な性格もあつたのですけれども、あの形はそれ／＼の産業に結付いて出されたのだとも思うのです。そこでその点がたしか五億、差当り……、そうして何か十億前後まで今のお話のようにするよりも私は記憶してあるのですが、産業方面に別に言えども、どうあります。この法律による、いわゆるこれが施行されてから分についてだけはこの法律による、いわゆるこれが受けられるといふ点が何かそのものとならないので、むしろ遅延してこの位置については抜つて上げてはどうかという問題が一つと、それからもう一つ併せてついでにお聞きたいのは、資料によりますと、五六、七、八、九、十、こういうよう月別が載つております。それ／＼載つておりますが、これは実際その頃借りるのが非常にタイムリーであつて、それまでは何とかしてやつて行けるといふのであれば結構ですが、恐らく需要

げて参りますると、そういつたことにもなるうと思いますが、大体この水産業の一般的の損害額といふものと対照して、差当り農業生産に緊急を要する復旧すべき性質のものというようなどでは、六億と考へて見て参りました

がございませんが、費目が相当の方面に使われて支出するよう考へたようあります。二十六年度の分では、災害応急といたしまして、応急土木事業費、生産資金貸付事業費、罹災者応急救援与施設費、災害救助費、応急失業対策事業費、民生安定施設費、罹災施設

運合会或いは又中小企業等の協同組合といつたようなものも対象にして、どちらかと申しますと、個人又は団体を対象にいたしましての復旧の融資でございます。先ほどの繋ぎ資金的のものは、公共一般的の応急措置費といふようなものでござりまするので、嚴密に言えれば幾らかかぶさるところもあるかも思ひますけれども、性質はよほど違つておると思ひます。

○衆議院議員(宇野秀次郎君) 先ほど

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時四十二分散会

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆)予備審査のための付託は
四月二十三日